

●愛護動物の救護に係る連携 [幹事県 福岡県]

[目的]

東日本大震災においては、広域かつ長期にわたる被害が発生し、多くの愛護動物が被災した。その際、被災した愛護動物の救護を行うための人員や物資等が不足し、近隣自治体等による支援が行われた。

このことを踏まえ、九州・山口各県において同様の被害が発生した際に、被災した愛護動物の救護活動が広域的かつ円滑に行えるよう、応援協定を締結し、愛護動物の救護に係る応援体制を整備する。

[取組内容]

応援協定を締結し、愛護動物の救護に係る応援体制を整備し、被災県を支援する。

[主な取組状況(知事会議での報告状況等)]

- 平成24年6月 第139回九州地方知事会議
 - ・福岡県が「あり方研」へ提案、政策連合による取組開始を決定
- 平成25年5月 第141回九州地方知事会議
 - ・取組状況を報告(動物愛護担当課長会議等で①大規模災害発生時における愛護動物の救護に関し予想される課題、②各県における愛護動物の救護に必要な物資等の把握、③九州・山口各県による応援体制の整備について協議)
- 平成25年6月 愛護動物の同行避難訓練(以降、毎年実施)
 - ・福岡県の総合防災訓練及び原子力防災訓練において同行避難の課題等を検証
- 平成25年10月22日 「九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定(以下、「九山協定」という。)」締結
 - ・原則として犬及び猫を対象に、被災県単独では愛護動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口9県が円滑に応援を行うために必要な事項を規定(職員派遣、餌やケージ等の提供又は貸与、保護及び収容、一時預かり及び譲渡等)
- 平成25年10月23日 福岡県と福岡県獣医師会が愛護動物の救護に関する協定を締結
 - ・各県においても獣医師会や動物愛護団体等と愛護動物の救護に関する協力について協議を推進
- 平成25年10月 第142回九州地方知事会議
 - ・取組状況を報告(九山協定の締結等)
- 平成26年8月26日 「九山協定実施要領」を策定
 - ・応援の具体的な手続きや細目等を定めた実施要領を策定
- 平成26年8月 被害想定及び災害時提供可能物資等の調査を実施
- 平成27年5月 被害想定及び災害時提供可能物資等の調査を実施
- 平成28年2月15日 「災害時愛護動物救護の応援に係る情報伝達訓練実施要項」を策定し訓練を実施
 - ・応援に際し、各県相互間の情報伝達を円滑に行うための訓練の実施に必要な事項を定めた要項を策定
- 平成28年4月16日 平成28年熊本地震発生
- 平成28年4月16日 熊本県から九山協定に基づき、各県へ被災愛護動物の支援物資提供の応援要請
- 平成28年6月10日 被災ペットの一時預り施設である熊本地震ペット救援センター(平常時は、九州災害時動物救援センター)への獣医師職員等の派遣を要請(6月5日～10月末までの間)
- 平成28年9月9日 熊本地震被災ペットの受け入れを要請
- 平成29年3月 熊本地震を踏まえた九山協定の在り方についてアンケート調査を実施

- 平成29年5月 九州各県等生活衛生関係主管課長会議において、アンケートのまとめ（課題等）を報告し、併せて、平常時、九州災害時動物救援センターを、災害時ペット救護にかかる人材育成や訓練実施のための施設として利用すること等を提案
- 平成29年6月 情報伝達訓練並びに被害想定及び災害時提供可能物資等の調査を実施
- 平成29年7月13日 アンケート結果を踏まえ、九山協定実施要領を改正施行
 - ・政令市や中核市が協定の活動に参加できるよう、各県が連絡調整を行う旨の規定を追加
 - ・幹事県と副幹事県を輪番制とする旨の規定を追加
- 平成29年10月 九州災害時動物救援センターで開催された「災害時ペット救護人材育成研修セミナー」を本県が受講し、各県等からもオブザーバー参加
- 平成29年11月22日 環境省主催の「広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練」に九州・山口の各県、保健所設置市、地方獣医師会が参加

[成果]

- (1) 「動物愛護担当課長会議」等における愛護動物の救護に係る協議及び確認
- (2) 各県における獣医師会等関係団体との協力体制の整備
- (3) 各県が応援を行う際に必要な事項を定めた「九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定」の締結（平成25年10月23日）
- (4) 被害想定、災害時提供可能物資、被災ペット受入れ可能頭数及び配置職員の調査を毎年実施
- (5) 愛護動物の救護応援に係る情報伝達訓練実施要項の策定及び情報伝達訓練を毎年実施
- (6) 平成28年4月、熊本地震の発生を受け、九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定を初めて運用
- (7) 保健所設置市が協定の活動に参加できるよう九山協定実施要領を改正
- (8) 九州災害時動物救援センターを災害時ペット救護にかかる人材育成施設として利用

[課題]

- (1) 被災した愛護動物の飼養や譲渡については、継続的、長期的な対応が求められるため、計画的な人員確保等の調整が必要
- (2) 各県において、被害想定（人的被害）等の見直しが行われた場合には、愛護動物の想定被災数の見直しが必要
- (3) 平常時における各県、保健所設置市及び関係機関の連携した災害対応訓練等の実施

[今後の取組]

- (1) 災害発生時の応援を想定した情報伝達訓練を定期的実施
- (2) 救護物資の保有状況、被害想定の見直し状況等の情報を定期的集約し、各県で共有
- (3) 協定の円滑な運用及び救護に係る課題の解決を行うため、担当課長会議等による協議を継続